

厚生労働省同日発表

愛知労働局発表  
平成22年10月29日

担当	愛知労働局職業安定部職業対策課
	職業対策課長 竹内 昭市
	課長補佐（高齢・障害担当） 安藤 由之
	地方障害者雇用担当官 鳥井 正行
	電話 052(219)5507

## 愛知県の障害者雇用状況 民間企業の障害者雇用、過去最高

- 実雇用率 1.63%、対前年比0.06ポイント上昇 -  
(平成22年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

### ポイント

( )内は対前年比較 < >内は法定雇用率

**民間企業** (56人以上の企業) <1.8%>  
実雇用率 1.63% (0.06ポイント上昇)  
達成企業割合 44.8% (1.7ポイント上昇)

**愛知県** <2.1%>  
実雇用率 2.41% (0.11ポイント上昇)

**市町村** <2.1%>  
実雇用率 2.35% (0.11ポイント上昇)  
未達成市町村数 7機関 (3機関減少)

**教育委員会** <2.0%>  
・ **愛知県教育委員会** (障害者採用計画の適正実施を10月29日勧告)  
実雇用率 1.72% (0.10ポイント上昇)  
不足数 67.5人 (24.5人減少)  
・ **名古屋市教育委員会** (障害者採用計画の適正実施を10月29日勧告)  
実雇用率 1.54% (0.08ポイント上昇)  
不足数 39.0人 (6人減少)

**特殊法人・独立行政法人** <2.1%>  
実雇用率 1.81% (0.01ポイント上昇)  
未達成機関数 4機関 (同数)

#### <全国の状況>

民間企業	実雇用率	1.68%	達成企業割合	47.0%
都道府県知事部局	実雇用率	2.52%	達成都道府県数	47機関
市町村	実雇用率	2.40%	達成市町村割合	88.4%
都道府県教育委員会	実雇用率	1.77%	達成委員会数	13機関
特殊法人・独立行政法人	実雇用率	2.24%	達成機関割合	74.8%

## 障害者雇用状況報告の概要

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めています。

愛知労働局では、今般、県内の平成22年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめました。

民間企業（常用労働者56人以上規模の企業）においては、

雇用されている障害者の数（注）が、前年に比べ3.1%（643.5人）増加し、21,546.5人となった。

障害者雇用率算定の基礎となる常用労働者数については、前年に比べ1.2%（15,982人）減少し、1,318,598人となった。

これにより、障害者の実雇用率は前年から0.06ポイント上昇し、1.63%となった。

報告対象企業数は前年より13社増加し4,514社となり、また、法定雇用率（1.8%）達成企業の割合は44.8%となって、前年から1.7ポイント上昇した。

厳しい雇用情勢の下ではあるが、雇用されている障害者数は増加し、障害者雇用の着実な進展が見られる。

しかしながら、

企業規模別の雇用状況を見ると、56～99人規模においては、実雇用率が1.25%と依然として低い状況であった。

1,000人以上規模の企業においては、実雇用率（1.89%）が法定雇用率を上回った。法定雇用率達成企業の割合は前年から9.8ポイント上昇し、54.4%となり、昨年に続き急速な改善が見られる。

愛知労働局としては雇用指導を引き続き実施するとともに、障害者雇用支援の各種施策についても並行して適切に実施し、企業に理解と協力を求めながら、より一層の障害者の雇用促進に向けた取組みを進めることとしています。

また、県内の市町村等の公的機関においては、法定雇用率2.1%を一部の市町村等を除きほぼ達成している（平均2.36%）状況にありますが、雇用不足が生じている機関は依然として存在しており、さらに、法定雇用率2.0%が適用される教育委員会については、改善が見られましたが、未だに大きな雇用不足数を抱えている状況にあります。公的機関に対する障害者雇用指導については、引き続き強力に取り組んでいくこととしています。

（注）雇用率の算定対象となる障害者は、常用労働者（1週間の所定労働時間30時間以上）である身体障害者、知的障害者、精神障害者、及び、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）である重度身体障害者、重度知的障害者であり、常用労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人（ダブルカウント）として、短時間労働者である精神障害者については1人を0.5人として、計算する。

## 障害者の雇用状況

- 1 一般の民間企業における雇用状況  
雇用されている障害者の数、実雇用率

法定雇用率 1.8%が適用される民間企業に雇用されている障害者の数は、21,546.5 人となり、前年より 3.1%、643.5 人増加した。

また、障害別の内訳については、身体障害者 17,303 人（雇用障害者に占める割合 80.3%）、知的障害者 3,679 人（同 17.1%）、精神障害者 564.5 人（同 2.6%）であった。

実雇用率は 1.63%となり前年（1.57%）から 0.06 ポイント上昇した。

〔総括表 1、詳細表 1(1) ・ 〕

#### 企業規模別の状況

企業規模別の雇用状況は、全体的に雇用されている障害者数は増えているが、56～99 人規模の実雇用率が最も低い雇用率（1.25%）次いで報告対象となる企業数では最も多い規模区分である 100～299 人規模（1.31%）となっており、中小企業において障害者雇用が進んでいない現状にある。

〔詳細表 1(2) ・ 〕

#### 産業別の状況

医療・福祉（対前年比 23.7%・244.0 人増加、以下（ ）内同様。）宿泊業・飲食サービス業（16.7%・80.5 人増加）において雇用する障害者数が前年より増加しているが、情報通信業（25.9%・147.5 人減少）、金融・保険（10.3%・41.5 人減少）においては減少した。

また、製造業における業種別の雇用する障害者数では、繊維・衣服（33.8%・57.5 人減少）が特に大きく減少したが、その他機械（3.1%・176.5 人増加）等により製造業全体（1.5%・152.0 人増加）の雇用する障害者数は増加となった。

なお、産業別の実雇用率では、鉱業 6.38%、電気・ガス・熱供給業 2.12%、医療・福祉 1.94%の 3 業種は法定雇用率をクリアした。

加えて、製造業 1.75%、運輸業 1.75%の 2 業種は、民間企業全体の実雇用率 1.68%を上回っている。

〔詳細表 1(3) ・ ・ ・ 〕

#### 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率を達成していない企業の割合は、報告のあった企業全数の 55.2%となり、前年より 1.7 ポイント減少したが、依然として半数以上の企業が未達成となっている。

また、この未達成企業のうち、不足数が 1 人（0.5 人不足含む。）である企業の割合は 63.6%となっている。

なお、報告のあった企業全数の 35.2%、1,587 社（法定雇用率未達成企業のうちの 63.7%）が障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）となっている。

〔詳細表 1(4)〕

## 2 県・市町村等における雇用状況

県・市町村及び公的機関（法定雇用率 2.1%適用）

県・市町村等の障害者の雇用（任用）状況は、障害者数が 1,342.0 人となり前年より 77.0 人増加した。

実雇用率は平均で 2.37%となり前年より 0.1 ポイント上昇した。

また、市町村数等については、地方自治体の特例認定（ ）等もあり 94 機関（前年 97 機関）となった。

法定雇用率を達成した機関の割合は 87.2%となり前年より 0.4 ポイント低下した。

〔詳細表 2(1) ・ 、(2) ・ 、詳細表 4(2)〕

法定雇用率 2.0%が適用される県教育委員会及び名古屋市教育委員会

これらの教育委員会については、障害者数 545.5 人、実雇用率 1.67%と、障害者

数では前年より 31.5 人増加し、実雇用率でも 0.09 ポイントの上昇となったが、依然として法定雇用率を下回っている。

〔詳細表 2 (3) ・ 、詳細表 4 (3) 〕

特殊法人等（法定雇用率 2.1%適用）

愛知県内 12 機関の特殊法人等については、障害者数 122.0 人、実雇用率 1.81% となり、障害者数は前年より 9 人増加し、実雇用率は 0.01 ポイント上昇した。

〔詳細表 3 ・ 、詳細表 4 (4) 〕

- ( ) 特定の地方機関及び当該その他の機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、特例的にその他の機関の職員を特定の地方機関に勤務する職員とみなし、その他の機関を特定の機関とみなす制度。

## 愛知労働局における障害者雇用対策の状況

### 1 ハローワークにおける障害者就職件数の目標を定めた取組み

ハローワークにおける職業相談は、障害の種類、程度等、一人一人の障害者の状況を十分に踏まえたきめ細かな相談・支援を実施することとしており、積極的な職業紹介、必要に応じた同行紹介など、障害者の就職に向けた取組の強化を図っている。

平成 22 年度における就職件数の目標値については、前年度までの伸び率を考慮するとともに、障害者自立支援法の施行に基づく「福祉から就労」への移行目標（平成 23 年度中に愛知県内で 480 人達成を目指す。）も加味し、2,300 件としていたが、一昨 autumn 以降の景気低迷の影響で今年度も厳しい状況が続いている中で、8 月末現在の計画達成率は 44.7%となっている。労働局においても障害者雇用の拡大を推進するため、障害者の雇用促進に係る県内企業等への勤奨状の送付及び県内主要経済団体に対して、局幹部による訪問要請を行う。

### 2 各種支援策の進捗状況及び関係機関等の連携

障害者トライアル雇用制度、特定求職者雇用開発助成金制度等、各種支援策の効果的かつ有効な運用を引き続き推進していく。

また、ジョブコーチ事業、障害者の職場復帰・定着支援等を主管する愛知障害者職業センターをはじめ、愛知県、社団法人愛知県雇用開発協会、障害者就業・生活支援センター（県内 8 カ所）及び県内の各種障害者支援団体等との有機的な連携による障害者の就業支援を引き続き推進していく。

障害者就職面接会	・ 一般求職者対象 年 4 回開催（2 回実施済） ・ 大学等学卒者対象 年 1 回開催（7 月実施済）
障害者福祉施設等に対するセミナー 障害者雇用促進トップセミナー 特別支援学校を対象とした事業	・ 就労支援担当者対象 年 3 回（8 月～10 月実施済） H23.1.18 開催予定（会場：中区役所ホール） ・ 障害者就労アドバイザーを活用したセミナー ・ 事業所見学会 ・ 職場実習のための事業所面接会
発達障害者等就労支援連絡協議会 精神障害者ジョブガイダンス事業	年 1 回開催予定 ・ 精神医療施設等との連携による就職ガイダンス （今年度は県内ハローワーク 13 所で実施予定）
施設訓練・委託訓練事業	・ 多様な訓練科目を設定し、各ハローワークにおいて 障害者への受講斡旋、指導を実施

### 3 法定障害者雇用率の達成指導

法定雇用率の達成に向けた企業等に対する指導については、平成 18 年度に、法定雇用率が未達成の企業に対する「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準の拡大が行われ、この新基準に基づいた指導に取り組んでいる。

#### 「雇入れ計画作成命令」発出基準

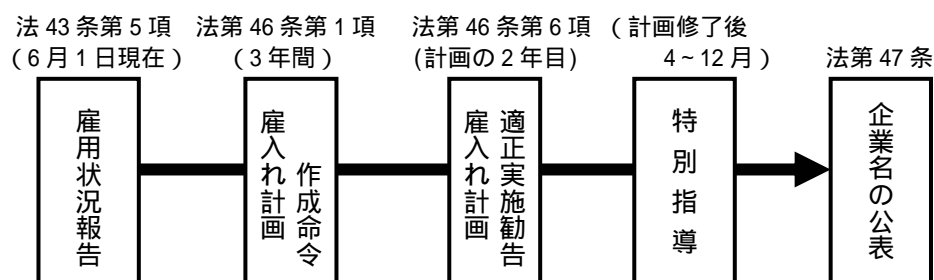
指導対象とする実雇用率の水準の見直し（平成 19 年度から適用）

- ・前年の全国平均実雇用率未滿かつ不足数 5 人以上  
0 人雇用の中小企業に対する指導の強化
- ・法定雇用数が 3～4 人（167～277 人規模の企業）であって実雇用 0 人の企業  
不足数が多い大企業に対する指導の強化
- ・不足数 10 人以上の企業

愛知労働局における民間企業に対する指導の実績（平成 21 年度）

「障害者雇入れ計画」作成命令発出	30 社
雇入れ計画の「適正実施勧告」	27 社
特別指導実施	7 社（現時点）
雇入れ計画を実施中の企業	121 社（現時点）
愛知県内の企業名公表企業数	平成 4 年 1 社、平成 19 年 1 社

#### 法定雇用率達成指導の流れ



### 4 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正内容の周知・啓発

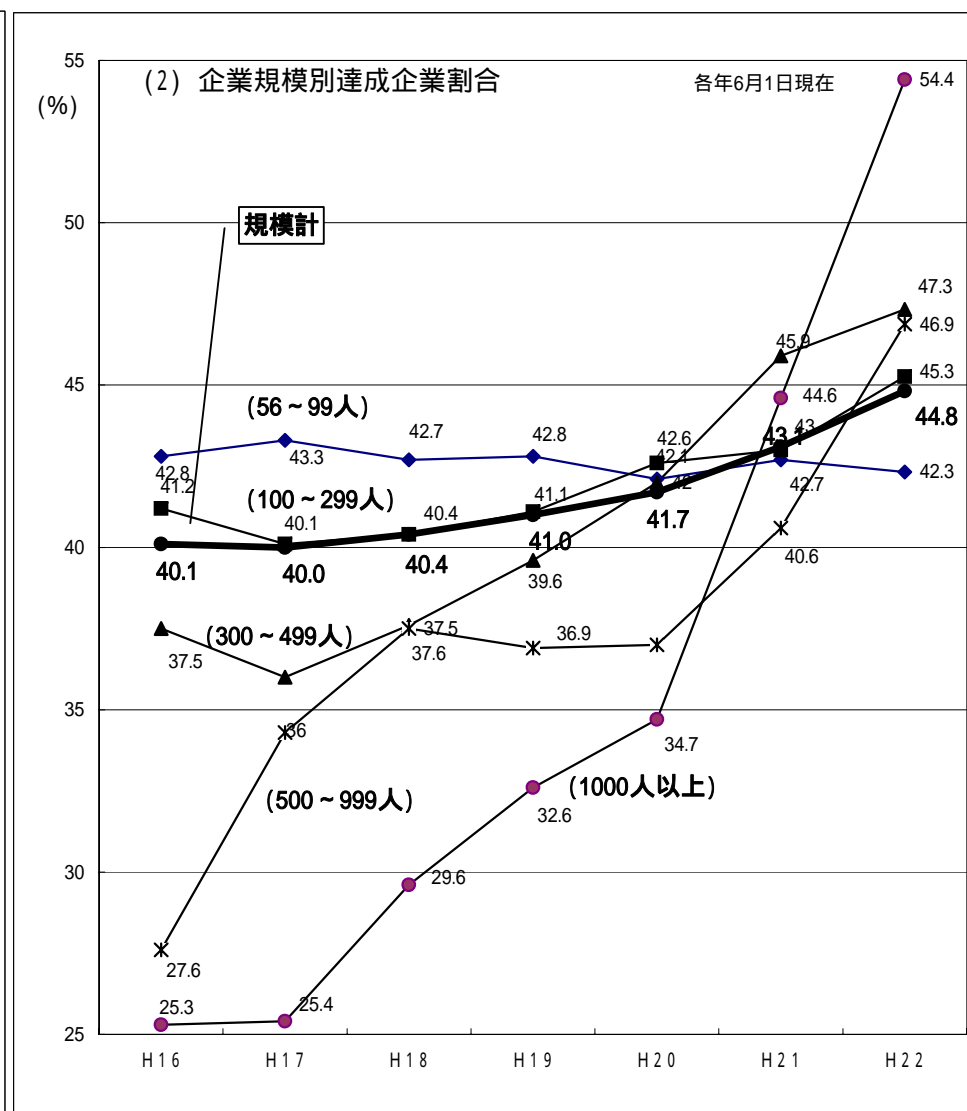
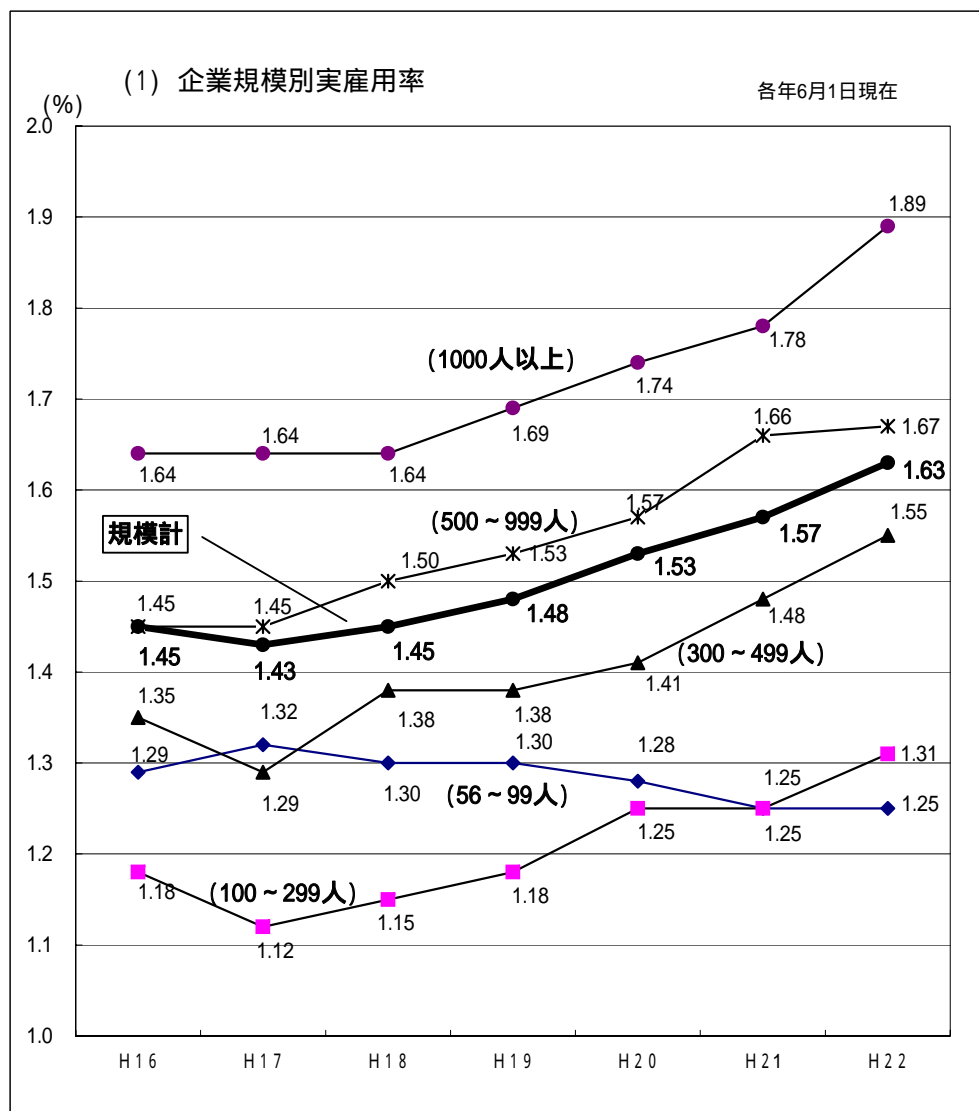
平成 21 年 4 月から段階的に施行されておりますが、平成 22 年 7 月からは、次の 3 つの内容が施行され、雇用状況報告対象事業主等へパンフの送付、事業主団体等への周知要請、関係機関での各種会議・セミナー等において周知・啓発に努めています。

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主（常用労働者 200 人を超える）の拡大  
短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未滿）の雇用義務対象への追加  
「障害者雇用率制度」における除外率の一律 10%の引き下げ

#### 資料（PDF）

- ・グラフ（企業規模別状況）
- ・平成 22 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況（総括表）
- ・民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）
- ・公的機関における任免状況
- ・特殊法人における雇用状況（法定雇用率 2.1%）
- ・各公的機関の状況

## グラフ（企業規模別状況）



平成22年6月1日現在における障害者の雇用状況 (総括表)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率1.8%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	達成割合
民間企業	1,318,598 人	21,546.5 人	1.63 %	2,023 / 4,514	44.8 %
	( 1,334,580 人 )	( 20,903.0 人 )	( 1.57 % )	( 1,939 / 4,501 )	( 43.1 % )

2 公的機関における任用状況

(1) 愛知県、及び市町村等 (法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
計	56,636 人	1,342.0 人	2.37 %	82 / 94	87.2 %
	( 55,807 人 )	( 1,265.0 人 )	( 2.27 % )	( 85 / 97 )	( 87.6 % )
愛知県 (知事部局、及び その他の県 機関の合計)	10,569 人	255.0 人	2.41 %	5 / 6	83.3 %
	( 10,619 人 )	( 244.0 人 )	( 2.30 % )	( 6 / 6 )	( 100.0 % )
市町村	38,791 人	912.0 人	2.35 %	50 / 57	87.7 %
	( 38,320 人 )	( 858.0 人 )	( 2.24 % )	( 51 / 61 )	( 83.6 % )
その他の 市町村機関	7,276 人	175.0 人	2.41 %	27 / 31	87.1 %
	( 6,868 人 )	( 163.0 人 )	( 2.37 % )	( 28 / 30 )	( 93.3 % )

(2) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.0%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
教育委員会 (県・名古屋市)	32,638 人	545.5 人	1.67 %	0 / 2	0.0 %
	( 32,621 人 )	( 514.0 人 )	( 1.58 % )	( 0 / 2 )	( 0.0 % )

3 特殊法人等における雇用状況 (法定雇用率2.1%)

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成法人の数	達成割合
計	6,735 人	122.0 人	1.81 %	8 / 12	66.7 %
	( 6,277 人 )	( 113.0 人 )	( 1.80 % )	( 7 / 11 )	( 63.6 % )
特殊法人	1,118 人	22.0 人	1.97 %	4 / 6	66.7 %
	( 857 人 )	( 21.0 人 )	( 2.45 % )	( 4 / 5 )	( 80.0 % )
大学法人 (国立・公立)	5,617 人	100.0 人	1.78 %	4 / 6	66.7 %
	( 5,420 人 )	( 92.0 人 )	( 1.70 % )	( 3 / 6 )	( 50.0 % )

注1: 1及び3の各表の 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2: 2の各表の 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注3: 各表の 欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注4: 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

注5: ( )内は、平成21年6月1日現在の数値である。

注6: 「特殊法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第3号の「国立大学法人」、同表第8号の「地方独立行政法人」、及び同令表第9号の各公社を指す。

(詳細表)

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）

(1) 概況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 4,514 ( 4,501 )	人 1,318,598 ( 1,334,580 )	人 5,270 ( 5,133 )	人 359 ( 337 )	人 10,580 ( 10,266 )	人 135 ( 68 )	人 21,546.5 ( 20,903.0 )	人 1,575.5 ( 1,571.0 )	% 1.63 ( 1.57 )	企業 2,023 ( 1,939 )	% 44.8 ( 43.1 )

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 21,546.5 ( 20,903.0 )	人 4,756 ( 4,672 )	人 242 ( 237 )	人 7,549 ( 7,565 )	人 17,303 ( 17,146 )	人 1,045 ( 1,112 )	人 514 ( 461 )	人 117 ( 100 )	人 2,534 ( 2,304 )	人 3,679 ( 3,326 )	人 416 ( 370 )	人 497 ( 397 )	人 135.0 ( 68.0 )	人 564.5 ( 431.0 )	人 114.5 ( 89.0 )

〔1(1) 表の注〕

- 注1： 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2： A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3： A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4： F欄の「うち新規雇用分」は、平成21年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5： ( )内は平成20年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔1(1) 表の注〕

- 注1： 欄の「障害者の数」とは のe欄の計である。
- 2： a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3： d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4： のa、c欄及び のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のb欄及び のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5： f欄の「うち新規雇用分」は、平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6： ( )内は平成20年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



(2) 企業規模別の雇用状況

概況											
区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率達成企業数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 4,514 ( 4,501 )	人 1,318,598 ( 1,334,580 )	人 5,270 ( 5,133 )	人 359 ( 337 )	人 10,580 ( 10,266 )	人 135 ( 68 )	人 21,546.5 ( 20,903.0 )	人 1,575.5 ( 1,571.0 )	% 1.63 ( 1.57 )	企業 2,023 ( 1,939 )	% 44.8 ( 43.1 )
56～99	企業 1,687 ( 1,667 )	人 123,803 ( 122,328 )	人 304 ( 314 )	人 47 ( 40 )	人 874 ( 859 )	人 28 ( 8 )	人 1,543.0 ( 1,531.0 )	人 136.0 ( 93.5 )	% 1.25 ( 1.25 )	企業 714 ( 712 )	% 42.3 ( 42.7 )
100～299	2,004 ( 2,017 )	305,920 ( 309,610 )	785 ( 747 )	67 ( 60 )	2,353 ( 2,291 )	43 ( 29 )	4,011.5 ( 3,859.5 )	316.5 ( 332.0 )	1.31 ( 1.25 )	907 ( 868 )	45.3 ( 43.0 )
300～499	374 ( 368 )	130,110 ( 127,363 )	446 ( 411 )	46 ( 62 )	1,076 ( 999 )	12 ( 7 )	2,020.0 ( 1,886.5 )	192.0 ( 160.5 )	1.55 ( 1.48 )	177 ( 169 )	47.3 ( 45.9 )
500～999	256 ( 256 )	163,907 ( 165,200 )	699 ( 689 )	60 ( 51 )	1,279 ( 1,307 )	10 ( 9 )	2,742.0 ( 2,740.5 )	179.0 ( 274.0 )	1.67 ( 1.66 )	120 ( 104 )	46.9 ( 40.6 )
1,000以上	193 ( 193 )	594,858 ( 610,079 )	3,036 ( 2,972 )	139 ( 124 )	4,998 ( 4,810 )	42 ( 15 )	11,230.0 ( 10,885.5 )	752.0 ( 711.0 )	1.89 ( 1.78 )	105 ( 86 )	54.4 ( 44.6 )

注 1(1) の表と同じ

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
規模計	21,546.5 ( 20,903.0 )	4,756 ( 4,672 )	242 ( 237 )	7,549 ( 7,565 )	17,303 ( 17,146 )	1,045 ( 1,112 )	514 ( 461 )	117 ( 100 )	2,534 ( 2,304 )	3,679 ( 3,326 )	416 ( 370 )	497 ( 397 )	135 ( 68 )	564.5 ( 431.0 )	114.5 ( 89.0 )
56～99	1,543.0 ( 1,531.0 )	237 ( 240 )	21 ( 27 )	576 ( 568 )	1,071 ( 1,075 )	67 ( 74 )	26 ( 13 )	268 ( 266 )	428 ( 427 )	30 ( 25 )	28 ( 8 )	44.0 ( 29.0 )			
100～299	4,011.5 ( 3,859.5 )	655 ( 631 )	52 ( 48 )	1,705 ( 1,699 )	3,067 ( 3,009 )	130 ( 116 )	15 ( 12 )	558 ( 525 )	833 ( 769 )	90 ( 67 )	43 ( 29 )	111.5 ( 81.5 )			
300～499	2,020.0 ( 1,886.5 )	403 ( 382 )	38 ( 45 )	773 ( 739 )	1,617 ( 1,548 )	43 ( 29 )	8 ( 17 )	243 ( 205 )	337 ( 280 )	60 ( 55 )	12 ( 7 )	66.0 ( 58.5 )			
500～999	2,742.0 ( 2,740.5 )	621 ( 618 )	42 ( 35 )	911 ( 972 )	2,195 ( 2,243 )	78 ( 71 )	18 ( 16 )	286 ( 265 )	460 ( 423 )	82 ( 70 )	10 ( 9 )	87.0 ( 74.5 )			
1,000以上	11,230.0 ( 10,885.5 )	2,840 ( 2,801 )	89 ( 82 )	3,584 ( 3,587 )	9,353 ( 9,271 )	196 ( 171 )	50 ( 42 )	1,179 ( 1,043 )	1,621 ( 1,427 )	235 ( 180 )	42 ( 15 )	256.0 ( 187.5 )			

注 1(1) 表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
産業計	4,514 ( 4,501 )	1,318,598 ( 1,334,580 )	5,270 ( 5,133 )	359 ( 337 )	10,580 ( 10,266 )	135.0 ( 68.0 )	21,546.5 ( 20,903.0 )	1,575.5 ( 1,571.0 )	1.63 ( 1.57 )	2,023 ( 1,939 )	44.8 ( 43.1 )
農、林、漁業	4 ( 4 )	406 ( 384 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	3 ( 2 )	0.0 ( 0.0 )	5.0 ( 4.0 )	3.0 ( 0.0 )	1.23 ( 1.04 )	2 ( 2 )	50.0 ( 50.0 )
鉱業・採石業・砂利採取業	2 ( 3 )	141 ( 198 )	3 ( 3 )	0 ( 0 )	3 ( 2 )	0.0 ( 0.0 )	9.0 ( 8.0 )	1.0 ( 0.0 )	6.38 ( 4.04 )	2 ( 2 )	100.0 ( 66.7 )
建設業	124 ( 128 )	26,686 ( 26,907 )	95 ( 90 )	3 ( 3 )	195 ( 199 )	2.0 ( 2.0 )	389.0 ( 383.0 )	28.0 ( 34.5 )	1.46 ( 1.42 )	55 ( 66 )	44.4 ( 51.6 )
製造業	1,646 ( 1,634 )	596,940 ( 600,629 )	2,695 ( 2,662 )	59 ( 71 )	4,982 ( 4,889 )	14.0 ( 4.0 )	10,438.0 ( 10,286.0 )	557.5 ( 564.0 )	1.75 ( 1.71 )	861 ( 860 )	52.3 ( 52.6 )
電気・ガス・熱供給・水道業	9 ( 8 )	20,704 ( 20,263 )	112 ( 105 )	1 ( 1 )	214 ( 208 )	1.0 ( 2.0 )	439.5 ( 420.0 )	7.0 ( 4.0 )	2.12 ( 2.07 )	4 ( 4 )	44.4 ( 50.0 )
情報通信業	155 ( 158 )	36,766 ( 48,120 )	109 ( 146 )	4 ( 3 )	200 ( 275 )	2.0 ( 1.0 )	423.0 ( 570.5 )	38.0 ( 57.0 )	1.15 ( 1.19 )	36 ( 19 )	23.2 ( 12.0 )
運輸業、郵便業	387 ( 379 )	90,266 ( 88,631 )	332 ( 318 )	26 ( 21 )	886 ( 847 )	5.0 ( 5.0 )	1,578.5 ( 1,506.5 )	91.5 ( 88.5 )	1.75 ( 1.70 )	208 ( 194 )	53.7 ( 51.2 )
卸売・小売業	739 ( 778 )	234,426 ( 239,654 )	812 ( 799 )	81 ( 75 )	1,741 ( 1,705 )	42.0 ( 19.0 )	3,467.0 ( 3,387.5 )	309.0 ( 342.0 )	1.48 ( 1.41 )	248 ( 245 )	33.6 ( 31.5 )
金融・保険	47 ( 45 )	23,646 ( 28,553 )	85 ( 98 )	6 ( 0 )	186 ( 208 )	1.0 ( 0.0 )	362.5 ( 404.0 )	24.5 ( 14.0 )	1.53 ( 1.41 )	18 ( 11 )	38.3 ( 24.4 )
不動産業 物品賃貸業	79 ( 74 )	22,539 ( 21,398 )	68 ( 65 )	11 ( 12 )	188 ( 156 )	5.0 ( 3.0 )	337.5 ( 299.5 )	36.0 ( 32.5 )	1.50 ( 1.40 )	25 ( 25 )	31.6 ( 33.8 )
学術研究、専門・技術サービス業	126 ( 140 )	25,725 ( 28,942 )	80 ( 87 )	5 ( 6 )	139 ( 124 )	2.0 ( 2.0 )	305.0 ( 305.0 )	22.0 ( 33.0 )	1.19 ( 1.05 )	36 ( 37 )	28.6 ( 26.4 )
宿泊業・飲食サービス業	114 ( 105 )	34,139 ( 33,644 )	113 ( 98 )	48 ( 33 )	282 ( 249 )	13.0 ( 8.0 )	562.5 ( 482.0 )	75.0 ( 64.0 )	1.65 ( 1.43 )	49 ( 42 )	43.0 ( 40.0 )
生活関連サービス業・娯楽業	171 ( 164 )	25,568 ( 25,525 )	62 ( 61 )	5 ( 2 )	135 ( 127 )	5.0 ( 0.0 )	266.5 ( 251.0 )	40.5 ( 31.0 )	1.04 ( 0.98 )	42 ( 39 )	24.6 ( 23.8 )
教育 学習支援業	88 ( 85 )	22,223 ( 21,241 )	88 ( 83 )	4 ( 6 )	143 ( 132 )	0.0 ( 1.0 )	323.0 ( 304.5 )	10.0 ( 33.0 )	1.45 ( 1.43 )	40 ( 41 )	45.5 ( 48.2 )
医療・福祉	405 ( 371 )	65,579 ( 59,894 )	294 ( 245 )	75 ( 53 )	594 ( 480 )	33.0 ( 13.0 )	1,273.5 ( 1,029.5 )	182.5 ( 142.5 )	1.94 ( 1.72 )	227 ( 183 )	56.0 ( 49.3 )
複合サービス事業	32 ( 30 )	13,315 ( 13,041 )	54 ( 53 )	8 ( 8 )	96 ( 95 )	0.0 ( 0.0 )	212.0 ( 209.0 )	16.0 ( 20.0 )	1.59 ( 1.60 )	16 ( 18 )	50.0 ( 60.0 )
その他のサービス業	386 ( 395 )	79,529 ( 77,556 )	267 ( 219 )	23 ( 43 )	593 ( 568 )	10.0 ( 8.0 )	1,155.0 ( 1,053.0 )	134.0 ( 111.0 )	1.45 ( 1.36 )	154 ( 151 )	39.9 ( 38.2 )

注 1(1) の表と同じ  
産業計はその他分類不能の産業を含む。

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	
産業計	21,546.5 ( 20,903.0 )	4,756 ( 4,672 )	242 ( 237 )	7,549 ( 7,565 )	17,303 ( 17,146 )	#####	514 ( 461 )	117 ( 100 )	2,534 ( 2,304 )	3,679 ( 3,326 )	416 ( 370 )	497 ( 397 )	135.0 ( 68.0 )	564.5 ( 431.0 )	114.5 ( 89.0 )	
農、林、漁業	5.0 ( 4.0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	3 ( 3 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 1 )	2 ( 1 )		0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )		
鉱業・採石業 ・砂利採取業	9.0 ( 8.0 )	3 ( 3 )	0 ( 0 )	3 ( 2 )	9 ( 8 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )		0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )		
建設業	389.0 ( 383.0 )	95 ( 90 )	3 ( 3 )	179 ( 185 )	372 ( 368 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 3 )	4 ( 3 )		12 ( 11 )	2.0 ( 2.0 )	13.0 ( 12.0 )		
製造業	##### ( 10,286.0 )	2,517 ( 2,464 )	40 ( 50 )	3,429 ( 3,417 )	8,503 ( 8,395 )		178 ( 198 )	19 ( 21 )	1,392 ( 1,327 )	1,767 ( 1,744 )		161 ( 145 )	14.0 ( 4.0 )	168.0 ( 147.0 )		
電気・ガス・熱供給・水道業	439.5 ( 420.0 )	107 ( 100 )	1 ( 1 )	185 ( 180 )	400 ( 381 )		5 ( 5 )	0 ( 0 )	24 ( 23 )	34 ( 33 )		5 ( 5 )	1.0 ( 2.0 )	5.5 ( 6.0 )		
情報通信業	423.0 ( 570.5 )	108 ( 145 )	4 ( 3 )	184 ( 249 )	404 ( 542 )		1 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 5 )	2 ( 7 )		16 ( 21 )	2.0 ( 1.0 )	17.0 ( 21.5 )		
運輸業・郵便業	1,578.5 ( 1,506.5 )	316 ( 303 )	20 ( 14 )	728 ( 724 )	1,380 ( 1,344 )		16 ( 15 )	6 ( 7 )	110 ( 94 )	148 ( 131 )		48 ( 29 )	5.0 ( 5.0 )	50.5 ( 31.5 )		
卸売・小売業	3,467.0 ( 3,387.5 )	659 ( 671 )	52 ( 52 )	1,136 ( 1,164 )	2,506 ( 2,558 )		153 ( 128 )	29 ( 23 )	495 ( 457 )	830 ( 736 )		110 ( 84 )	42.0 ( 19.0 )	131.0 ( 93.5 )		
金融・保険	362.5 ( 404.0 )	85 ( 98 )	6 ( 0 )	178 ( 205 )	354 ( 401 )		0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 1 )	4 ( 1 )		4 ( 2 )	1.0 ( 0.0 )	4.5 ( 2.0 )		
不動産業・ 物品賃貸業	337.5 ( 299.5 )	65 ( 63 )	7 ( 8 )	118 ( 112 )	255 ( 246 )		3 ( 2 )	4 ( 4 )	53 ( 33 )	63 ( 41 )		17 ( 11 )	5.0 ( 3.0 )	19.5 ( 12.5 )		
学術研究・専門 ・技術サービス業	305.0 ( 305.0 )	80 ( 86 )	5 ( 6 )	126 ( 113 )	291 ( 291 )		0 ( 1 )	0 ( 0 )	2 ( 3 )	2 ( 5 )		11 ( 8 )	2.0 ( 2.0 )	12.0 ( 9.0 )		
宿泊業・飲食店	562.5 ( 482.0 )	73 ( 68 )	24 ( 17 )	140 ( 139 )	310 ( 292 )		40 ( 30 )	24 ( 16 )	124 ( 100 )	228 ( 176 )		18 ( 10 )	13.0 ( 8.0 )	24.5 ( 14.0 )		
生活関連サービ ス業・娯楽業	266.5 ( 251.0 )	50 ( 48 )	4 ( 2 )	73 ( 74 )	177 ( 172 )		12 ( 13 )	1 ( 0 )	48 ( 46 )	73 ( 72 )		14 ( 7 )	5.0 ( 0.0 )	16.5 ( 7.0 )		
教育・学習支援業	323.0 ( 304.5 )	86 ( 81 )	3 ( 4 )	131 ( 123 )	306 ( 289 )		2 ( 2 )	1 ( 2 )	8 ( 6 )	13 ( 12 )		4 ( 3 )	0.0 ( 1.0 )	4.0 ( 3.5 )		
医療・福祉	1,273.5 ( 1,029.5 )	243 ( 217 )	48 ( 38 )	409 ( 351 )	943 ( 823 )		51 ( 28 )	27 ( 15 )	152 ( 106 )	281 ( 177 )		33 ( 23 )	33.0 ( 13.0 )	49.5 ( 29.5 )		
複合サービス事業	212.0 ( 209.0 )	41 ( 41 )	5 ( 4 )	61 ( 62 )	148 ( 148 )		13 ( 12 )	3 ( 4 )	27 ( 25 )	56 ( 53 )		8 ( 8 )	0.0 ( 0.0 )	8.0 ( 8.0 )		
その他の サービス業	1,155.0 ( 1,053.0 )	227 ( 193 )	20 ( 35 )	468 ( 464 )	942 ( 885 )		40 ( 26 )	3 ( 8 )	89 ( 74 )	172 ( 134 )		36 ( 30 )	10.0 ( 8.0 )	41.0 ( 34.0 )		

注 1(1) の表と同じ  
産業計はその他分類不能の産業を含む。

製造業における雇用状況（概況）

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 1,646 ( 1,634 )	人 596,940 ( 600,629 )	人 2,695 ( 2,662 )	人 59 ( 71 )	人 4,982 ( 4,889 )	人 14.0 ( 4.0 )	人 10,438.0 ( 10,286.0 )	人 557.5 ( 564.0 )	% 1.75 ( 1.71 )	企業 861 ( 860 )	% 52.3 ( 52.6 )
食料品・たばこ	企業 187 ( 180 )	人 45,268 ( 44,560 )	人 139 ( 142 )	人 12 ( 13 )	人 485 ( 487 )	人 7.0 ( 1.0 )	人 778.5 ( 784.5 )	人 30.5 ( 53.0 )	% 1.72 ( 1.76 )	企業 105 ( 105 )	% 56.1 ( 58.3 )
繊維・衣服	56 ( 60 )	7,269 ( 9,504 )	15 ( 29 )	1 ( 6 )	81 ( 106 )	1.0 ( 0.0 )	112.5 ( 170.0 )	4.0 ( 6.0 )	1.55 ( 1.79 )	30 ( 35 )	53.6 ( 58.3 )
木材・家具	30 ( 31 )	4,712 ( 5,623 )	13 ( 18 )	1 ( 1 )	45 ( 46 )	0.0 ( 0.0 )	72.0 ( 83.0 )	8.0 ( 1.0 )	1.53 ( 1.48 )	19 ( 18 )	63.3 ( 58.1 )
パルプ・紙・印刷	106 ( 113 )	16,693 ( 17,632 )	50 ( 53 )	4 ( 5 )	143 ( 147 )	0.0 ( 0.0 )	247.0 ( 258.0 )	7.0 ( 11.0 )	1.48 ( 1.46 )	48 ( 52 )	45.3 ( 46.0 )
化学工業	147 ( 149 )	29,019 ( 28,003 )	122 ( 116 )	2 ( 3 )	289 ( 265 )	2.0 ( 0.0 )	536.0 ( 500.0 )	41.0 ( 25.0 )	1.85 ( 1.79 )	81 ( 75 )	55.1 ( 50.3 )
窯業・土石	58 ( 58 )	22,640 ( 21,531 )	97 ( 88 )	1 ( 2 )	165 ( 158 )	0.0 ( 0.0 )	360.0 ( 336.0 )	27.0 ( 22.0 )	1.59 ( 1.56 )	24 ( 27 )	41.4 ( 46.6 )
鉄鋼	42 ( 42 )	9,985 ( 10,524 )	43 ( 44 )	1 ( 1 )	87 ( 96 )	1.0 ( 1.0 )	174.5 ( 185.5 )	10.0 ( 5.0 )	1.75 ( 1.76 )	29 ( 27 )	69.0 ( 64.3 )
非鉄金属	22 ( 29 )	2,865 ( 3,556 )	18 ( 21 )	1 ( 0 )	50 ( 52 )	0.0 ( 0.0 )	87.0 ( 94.0 )	3.0 ( 4.0 )	3.04 ( 2.64 )	16 ( 17 )	72.7 ( 58.6 )
金属製品	137 ( 132 )	18,664 ( 15,902 )	34 ( 47 )	1 ( 2 )	192 ( 172 )	1.0 ( 0.0 )	261.5 ( 268.0 )	12.0 ( 4.0 )	1.40 ( 1.69 )	69 ( 75 )	50.4 ( 56.8 )
電気機械	110 ( 108 )	80,210 ( 80,805 )	509 ( 490 )	2 ( 3 )	457 ( 447 )	1.0 ( 0.0 )	1,477.5 ( 1,430.0 )	63.0 ( 39.0 )	1.84 ( 1.77 )	59 ( 53 )	53.6 ( 49.1 )
その他機械	623 ( 606 )	330,021 ( 332,024 )	1,563 ( 1,521 )	30 ( 33 )	2,722 ( 2,626 )	1.0 ( 2.0 )	5,878.5 ( 5,702.0 )	324.0 ( 348.0 )	1.78 ( 1.72 )	316 ( 311 )	50.7 ( 51.3 )
その他	128 ( 126 )	29,594 ( 30,965 )	92 ( 93 )	3 ( 2 )	266 ( 287 )	0.0 ( 0.0 )	453.0 ( 475.0 )	28.0 ( 46.0 )	1.53 ( 1.53 )	65 ( 65 )	50.8 ( 51.6 )

注 1(1) の表と同じ

製造業における雇用状況（障害種別）

区分	障害者の数	身体障害者の数				知的障害者の数				精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	10,438.0 ( 10,286.0 )	2,517 ( 2,464 )	40 ( 50 )	3,429 ( 3,417 )	8,503 ( 8,395 )	178 ( 198 )	19 ( 21 )	1,392 ( 1,327 )	1,767 ( 1,744 )	161 ( 145 )	14.0 ( 4.0 )	168.0 ( 147.0 )
食料品・たばこ	778.5 ( 784.5 )	90 ( 91 )	6 ( 6 )	190 ( 195 )	376 ( 383 )	49 ( 51 )	6 ( 7 )	282 ( 277 )	386 ( 386 )	13 ( 15 )	7.0 ( 1.0 )	16.5 ( 15.5 )
繊維・衣服	112.5 ( 170.0 )	13 ( 21 )	1 ( 4 )	56 ( 76 )	83 ( 122 )	2 ( 8 )	0 ( 2 )	23 ( 28 )	27 ( 46 )	2 ( 2 )	1.0 ( 0.0 )	2.5 ( 2.0 )
木材・家具	72.0 ( 83.0 )	10 ( 18 )	1 ( 1 )	35 ( 40 )	56 ( 77 )	3 ( 0 )	0 ( 0 )	9 ( 6 )	15 ( 6 )	1 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	1.0 ( 0.0 )
パルプ・紙・印刷	247.0 ( 258.0 )	44 ( 47 )	3 ( 4 )	100 ( 109 )	191 ( 207 )	6 ( 6 )	1 ( 1 )	40 ( 36 )	53 ( 49 )	3 ( 2 )	0.0 ( 0.0 )	3.0 ( 2.0 )
化学工業	536.0 ( 500.0 )	111 ( 106 )	2 ( 2 )	204 ( 182 )	428 ( 396 )	11 ( 10 )	0 ( 1 )	77 ( 77 )	99 ( 98 )	8 ( 6 )	2.0 ( 0.0 )	9.0 ( 6.0 )
窯業・土石	360.0 ( 336.0 )	92 ( 84 )	1 ( 2 )	125 ( 122 )	310 ( 292 )	5 ( 4 )	0 ( 0 )	38 ( 34 )	48 ( 42 )	2 ( 2 )	0.0 ( 0.0 )	2.0 ( 2.0 )
鉄鋼	174.5 ( 185.5 )	43 ( 44 )	1 ( 1 )	72 ( 83 )	159 ( 172 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	12 ( 12 )	12 ( 12 )	3 ( 1 )	1.0 ( 1.0 )	3.5 ( 1.5 )
非鉄金属	87.0 ( 94.0 )	7 ( 9 )	0 ( 0 )	24 ( 24 )	38 ( 42 )	11 ( 12 )	1 ( 0 )	25 ( 27 )	48 ( 51 )	1 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	1.0 ( 1.0 )
金属製品	261.5 ( 268.0 )	25 ( 27 )	1 ( 2 )	126 ( 108 )	177 ( 164 )	9 ( 20 )	0 ( 0 )	62 ( 64 )	80 ( 104 )	4 ( 0 )	1.0 ( 0.0 )	4.5 ( 0.0 )
電気機械	1,477.5 ( 1,430.0 )	497 ( 474 )	1 ( 2 )	361 ( 350 )	1,356 ( 1,300 )	12 ( 16 )	1 ( 1 )	77 ( 73 )	102 ( 106 )	19 ( 24 )	1.0 ( 0.0 )	19.5 ( 24.0 )
その他機械	5,878.5 ( 5,702.0 )	1,501 ( 1,459 )	23 ( 25 )	1,968 ( 1,956 )	4,993 ( 4,899 )	62 ( 62 )	7 ( 8 )	661 ( 593 )	792 ( 725 )	93 ( 77 )	1.0 ( 2.0 )	93.5 ( 78.0 )
その他	453.0 ( 475.0 )	84 ( 84 )	0 ( 1 )	168 ( 172 )	336 ( 341 )	8 ( 9 )	3 ( 1 )	86 ( 100 )	105 ( 119 )	12 ( 15 )	0.0 ( 0.0 )	12.0 ( 15.0 )

注 1(1) の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	法定雇用率未達成企業の数	不足数 (の内訳)											のうち雇用障害者数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人又は7人	7.5人又は8人	8.5人又は9人	9.5人以上 20人以下	20.5人以上	
規模計	2,491 (100.0%)	1,584 (63.6%)	550 (22.1%)	200 (8.0%)	83 (3.3%)	35 (1.4%)	12 (0.5%)	11 (0.4%)	6 (0.2%)	1 (0.0%)	9 (0.4%)	0 (0.0%)	1,587 (63.7%)
56-99人	973 (100.0%)	973 (100.0%)											969 (99.6%)
100-299人	1,097 (100.0%)	504 (45.9%)	439 (40.0%)	123 (11.2%)	27 (2.5%)	4 (0.4%)							609 (55.5%)
300-499人	197 (100.0%)	56 (28.4%)	55 (27.9%)	41 (20.8%)	29 (14.7%)	11 (5.6%)	4 (2.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)				8 (4.1%)
500-999人	136 (100.0%)	37 (27.2%)	41 (30.1%)	23 (16.9%)	17 (12.5%)	8 (5.9%)	1 (0.7%)	5 (3.7%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	2 (1.5%)		1 (0.7%)
1,000人以上	88 (100.0%)	14 (15.9%)	15 (17.0%)	13 (14.8%)	10 (11.4%)	12 (13.6%)	7 (8.0%)	6 (6.8%)	4 (4.5%)	0 (0.0%)	7 (8.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1： ( )内は、当該企業規模階級内における構成比。

注2： 欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数。

(詳細表)

2 公的機関における任用状況

(1) 愛知県及び関係機関（法定雇用率2.1%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
県計	6 ( 6 )	10,569 ( 10,619 )	60 ( 54 )	0 ( 0 )	135 ( 136 )	0.0 ( 0.0 )	255.0 ( 244.0 )	11.0 ( 6.0 )	2.41 ( 2.30 )	5 ( 6 )	83.3 ( 100.0 )
愛知県知事部局	1 ( 1 )	8,248 ( 8,322 )	47 ( 45 )	0 ( 0 )	104 ( 103 )	0.0 ( 0.0 )	198.0 ( 193.0 )	7.0 ( 4.0 )	2.40 ( 2.32 )	1 ( 1 )	100.0 ( 100.0 )
その他の関係機関	5 ( 5 )	2,321 ( 2,297 )	13 ( 9 )	0 ( 0 )	31 ( 33 )	0.0 ( 0.0 )	57.0 ( 51.0 )	4.0 ( 2.0 )	2.46 ( 2.22 )	4 ( 5 )	80.0 ( 100.0 )

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
県計	255.0 ( 244.0 )	60 ( 54 )	0 ( 0 )	124 ( 132 )	244 ( 240 )	10 ( 5 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 3 )	4 ( 3 )	1 ( 1 )	7 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	7.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.0 )
愛知県知事部局	198.0 ( 193.0 )	47 ( 45 )	0 ( 0 )	96 ( 100 )	190 ( 190 )	6 ( 3 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 3 )	4 ( 3 )	1 ( 1 )	4 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	4.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
その他の関係機関	57.0 ( 51.0 )	13 ( 9 )	0 ( 0 )	28 ( 32 )	54 ( 50 )	4 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 1 )	0.0 ( 0.0 )	3.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.0 )

〔2(1) 表の注〕

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間勤務者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成21年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2(1) 表の注〕

- 注1 欄の「障害者の数」とは のe欄の計である。
- 2 a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 のa欄及び のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、 のb欄及び のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 i欄の「うち新規雇用分」は平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成21年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)市町村及び関係機関（法定雇用率2.1%）

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
市町村計	機関 88 ( 91 )	46,067 ( 45,188 )	247 ( 225 )	5 ( 10 )	588 ( 561 )	0.0 ( 0.0 )	1,087.0 ( 1,021 )	48.0 ( 55.0 )	2.36 ( 2.26 )	77 ( 79 )	87.5 ( 86.8 )
市町村	57 ( 61 )	38,791 ( 38,320 )	209 ( 188 )	5 ( 10 )	489 ( 472 )	0.0 ( 0.0 )	912.0 ( 858.0 )	38.0 ( 44.0 )	2.35 ( 2.24 )	50 ( 51 )	87.7 ( 83.6 )
その他の関係機関	31 ( 30 )	7,276 ( 6,868 )	38 ( 37 )	0 ( 0 )	99 ( 89 )	0.0 ( 0.0 )	175.0 ( 163.0 )	10.0 ( 11.0 )	2.41 ( 2.37 )	27 ( 28 )	87.1 ( 93.3 )

注 2(1) 表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
市町村計	1,087.0 ( 1,021.0 )	247 ( 225 )	5 ( 10 )	514 ( 498 )	1,013 ( 958 )	42 ( 44 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	41 ( 39 )	41 ( 39 )	5 ( 11 )	33 ( 24 )	0.0 ( 0.0 )	33.0 ( 24.0 )	1.0 ( 0.0 )
市町村	912.0 ( 858.0 )	209 ( 188 )	5 ( 10 )	426 ( 418 )	849 ( 804 )	35 ( 33 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	35 ( 33 )	35 ( 33 )	2 ( 11 )	28 ( 21 )	0.0 ( 0.0 )	28.0 ( 21.0 )	1.0 ( 0.0 )
その他の関係機関	175.0 ( 163.0 )	38 ( 37 )	0 ( 0 )	88 ( 80 )	164 ( 154 )	7 ( 11 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	6 ( 6 )	6 ( 6 )	3 ( 0 )	5 ( 3 )	0.0 ( 0.0 )	5.0 ( 3.0 )	0.0 ( 0.0 )

注 2(1) 表と同じ



(3)法定雇用率2.0%が適用される県教育委員会等

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
計	機関 2 ( 2 )	人 32,638 ( 32,621 )	人 115 ( 111 )	人 12 ( 14 )	人 303 ( 278 )	人 1.0 ( 0.0 )	人 545.5 ( 514.0 )	人 32.5 ( 38.0 )	% 1.67 ( 1.58 )	機関 0 ( 0 )	% 0.0 ( 0.0 )
愛知県教育委員会	1 ( 1 )	24,182 ( 24,147 )	86 ( 86 )	11 ( 14 )	232 ( 204 )	1.0 ( 0.0 )	415.5 ( 390.0 )	32.5 ( 37.0 )	1.72 ( 1.62 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )
名古屋市教育委員会	1 ( 1 )	8,456 ( 8,474 )	29 ( 25 )	1 ( 0 )	71 ( 74 )	0.0 ( 0.0 )	130.0 ( 124.0 )	0.0 ( 1.0 )	1.54 ( 1.46 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )

注 2(1) 表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
計	545.5 ( 514.0 )	115 ( 111 )	12 ( 14 )	289 ( 268 )	531 ( 504 )	31 ( 37 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 2 )	3 ( 2 )	1 ( 1 )	11 ( 8 )	1.0 ( 0.0 )	11.5 ( 8.0 )	0.5 ( 0.0 )
愛知県教育委員会	415.5 ( 390.0 )	86 ( 86 )	11 ( 14 )	222 ( 195 )	405 ( 381 )	31 ( 37 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 1 )	2 ( 1 )	1 ( 0 )	8 ( 8 )	1.0 ( 0.0 )	8.5 ( 8.0 )	0.5 ( 0.0 )
名古屋市教育委員会	130.0 ( 124.0 )	29 ( 25 )	1 ( 0 )	67 ( 73 )	126 ( 123 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	0 ( 1 )	3 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	3.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )

注 2(1) 表と同じ

(詳細表)

3 特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

概況

区分	法人数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率 達成法人の数	法定雇用率 達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 12 ( 11 )	人 6,735 ( 6,277 )	人 36 ( 34 )	人 0 ( 0 )	人 50 ( 45 )	人 0.0 ( 0.0 )	人 122.0 ( 113.0 )	人 16.0 ( 10.0 )	% 1.81 ( 1.80 )	法人 8 ( 7 )	% 66.7 ( 63.6 )
特殊法人	6 ( 5 )	1,118 ( 857 )	5 ( 4 )	0 ( 0 )	12 ( 13 )	0.0 ( 0.0 )	22.0 ( 21.0 )	0.0 ( 2.0 )	1.97 ( 2.45 )	4 ( 4 )	66.7 ( 80.0 )
大学法人 (国立・公立)	6 ( 6 )	5,617 ( 5,420 )	31 ( 30 )	0 ( 0 )	38 ( 32 )	0.0 ( 0.0 )	100.0 ( 92.0 )	16.0 ( 8.0 )	1.78 ( 1.70 )	4 ( 3 )	66.7 ( 50.0 )

注 2(1) 表と同じ

障害種別在職状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
計	122.0 ( 113.0 )	36 ( 34 )	0 ( 0 )	40 ( 40 )	112 ( 108 )	16 ( 9 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	10 ( 5 )	0.0 ( 0.0 )	10.0 ( 5.0 )	0.0 ( 1.0 )
特殊法人	22.0 ( 21.0 )	5 ( 4 )	0 ( 0 )	12 ( 13 )	22 ( 21 )	0 ( 2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
大学法人 (国立・公立)	100.0 ( 92.0 )	31 ( 30 )	0 ( 0 )	28 ( 27 )	90 ( 87 )	16 ( 7 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	10 ( 5 )	0.0 ( 0.0 )	10.0 ( 5.0 )	0.0 ( 1.0 )

注 2(1) 表と同じ

## 4 各公的機関の状況

(詳細表)

## (1) 愛知県及び関係機関(法定雇用率2.1% 基礎労働者数48人以上)

機 関 名	法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	障害者数	雇用率	不足数	備 考
愛知県知事部局	8,248	198.0	2.40%	0.0	
愛知県議会事務局	66	1.0	1.52%	0.0	
愛知県企業庁	329	16.0	4.86%	0.0	
愛知県病院事業庁	689	16.0	2.32%	0.0	
名古屋港管理組合	290	5.0	1.72%	1.0	
愛知県警察本部	947	19.0	2.01%	0.0	

## (2) 市町村及び関係機関(法定雇用率2.1% 基礎労働者数48人以上)

名古屋市	10,368	271.0	2.61%	0.0	
豊橋市	2,703	56.0	2.07%	0.0	特例認定あり
岡崎市	2,152	50.0	2.32%	0.0	特例認定あり
一宮市	1,387	29.0	2.09%	0.0	
瀬戸市	673	15.0	2.23%	0.0	特例認定あり
半田市	783	22.0	2.81%	0.0	特例認定あり
春日井市	1,734	38.0	2.19%	0.0	
豊川市	1,096	28.0	2.55%	0.0	特例認定あり
津島市	529	14.0	2.65%	0.0	特例認定あり
碧南市	456	11.0	2.41%	0.0	
刈谷市	585	12.0	2.05%	0.0	
豊田市	1,828	40.0	2.19%	0.0	
安城市	715	17.0	2.38%	0.0	
西尾市	470	12.0	2.55%	0.0	
蒲郡市	749	17.0	2.27%	0.0	特例認定あり
犬山市	352	9.0	2.56%	0.0	
常滑市	502	15.0	2.99%	0.0	
江南市	477	11.0	2.31%	0.0	特例認定あり
小牧市	1,046	25.0	2.39%	0.0	特例認定あり
稲沢市	1,131	27.0	2.39%	0.0	特例認定あり
新城市	415	10.0	2.41%	0.0	
東海市	502	10.0	1.99%	0.0	特例認定あり
大府市	342	11.0	3.22%	0.0	
知多市	380	7.0	1.84%	0.0	
知立市	351	10.0	2.85%	0.0	特例認定あり
尾張旭市	358	9.0	2.51%	0.0	
高浜市	189	6.0	3.17%	0.0	
岩倉市	207	7.0	3.38%	0.0	
豊明市	332	10.0	3.01%	0.0	
日進市	362	9.0	2.49%	0.0	
田原市	504	9.0	1.79%	1.0	特例認定あり
愛西市	373	5.0	1.34%	2.0	
清須市	282	5.0	1.77%	0.0	
北名古屋市	330	6.0	1.82%	0.0	
弥富市	230	4.0	1.74%	0.0	
あま市	492	10.0	2.03%	0.0	
みよし市	368	8.0	2.17%	0.0	特例認定あり
東郷町	223	5.0	2.24%	0.0	特例認定あり
長久手町	228	1.0	0.44%	3.0	
豊山町	92	1.0	1.09%	0.0	
大口町	124	4.0	3.23%	0.0	
扶桑町	177	2.0	1.13%	1.0	特例認定あり

大治町	106	2.0	1.89%	0.0	
蟹江町	157	3.0	1.91%	0.0	
飛島村	58	2.0	3.45%	0.0	
阿久比町	159	3.0	1.89%	0.0	
東浦町	305	9.0	2.95%	0.0	特例認定あり
南知多町	180	3.0	1.67%	0.0	特例認定あり
美浜町	190	2.0	1.05%	1.0	特例認定あり
武豊町	222	6.0	2.70%	0.0	
一色町	143	4.0	2.80%	0.0	
吉良町	157	3.0	1.91%	0.0	
幡豆町	91	2.0	2.20%	0.0	
幸田町	187	3.0	1.60%	0.0	
設楽町	120	2.0	1.67%	0.0	
東栄町	68	0.0	0.00%	1.0	
豊根村	51	0.0	0.00%	1.0	
一宮市教育委員会	206	4.0	1.94%	0.0	
春日井市教育委員会	188	4.0	2.13%	0.0	
碧南市教育委員会	85	1.0	1.18%	0.0	
刈谷市教育委員会	108	3.0	2.78%	0.0	
豊田市教育委員会	179	7.0	3.91%	0.0	
安城市教育委員会	112	5.0	4.46%	0.0	
西尾市教育委員会	122	2.0	1.64%	0.0	
常滑市教育委員会	66	1.0	1.52%	0.0	
新城市教育委員会	68	1.0	1.47%	0.0	
大府市教育委員会	68	2.0	2.94%	0.0	
知多市教育委員会	74	2.0	2.70%	0.0	
尾張旭市教育委員会	66	4.0	6.06%	0.0	
豊明市教育委員会	93	2.0	2.15%	0.0	
日進市教育委員会	54	2.0	3.70%	0.0	
愛西市教育委員会	85	1.0	1.18%	0.0	
清須市教育委員会	53	1.0	1.89%	0.0	
あま市教育委員会	107	3.0	2.80%	0.0	
長久手町教育委員会	101	0.0	0.00%	2.0	
武豊町教育委員会	50	2.0	4.00%	0.0	
名古屋市交通局	1,216	36.0	2.96%	0.0	
名古屋市上下水道局	1,851	44.0	2.38%	0.0	
一宮市上下水道部	227	4.0	1.76%	0.0	
豊田市上下水道局	188	4.0	2.13%	0.0	
一宮市病院事業部	389	9.0	2.31%	0.0	
愛知中部水道企業団	109	1.0	0.92%	1.0	
公立陶生病院組合	407	10.0	2.46%	0.0	
西知多医療厚生組合	295	4.0	1.36%	2.0	
海部地区環境事務組合	58	0.0	0.00%	1.0	
西尾幡豆広域連合	97	2.0	2.06%	0.0	
名古屋市会事務局	51	1.0	1.96%	0.0	
名古屋市病院局	503	13.0	2.58%	0.0	

(3)法定雇用率2.0%が適用される県教育委員会等(基礎労働者数50人以上)

愛知県教育委員会	24,182	415.5	1.72%	67.5	
名古屋市教育委員会	8,456	130.0	1.54%	39.0	

## (4)特殊法人等(法定雇用率2.1% 基礎労働者数48人以上)

愛知県住宅供給公社	210	6.0	2.86%	0.0
愛知県道路公社	76	2.0	2.63%	0.0
愛知県土地開発公社	54	0.0	0.00%	1.0
名古屋高速道路公社	217	5.0	2.30%	0.0
名古屋市住宅供給公社	256	6.0	2.34%	0.0
国立長寿医療研究センター	305	3.0	0.98%	3.0
名古屋大学	3,184	50.0	1.57%	16.0
名古屋工業大学	444	9.0	2.03%	0.0
豊橋技術科学大学	275	5.0	1.82%	0.0
愛知教育大学	419	10.0	2.39%	0.0
名古屋市立大学	999	21.0	2.10%	0.0
愛知県公立大学法人	296	5.0	1.69%	1.0

- 注1： 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2： 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3： 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4： 備考の「特例認定あり」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

## 県内の地方自治体の特例認定一覧

市町村(A)	みなされることとなる機関(B)		
稲沢市	稲沢市教育委員会		
津島市	津島市教育委員会		
知立市	知立市教育委員会		
江南市	江南市教育委員会		
東郷町	東郷町教育委員会		
瀬戸市	瀬戸市教育委員会		
半田市	半田市教育委員会		
扶桑町	扶桑町教育委員会		
みよし市	みよし市教育委員会	みよし市病院事業	
豊橋市	豊橋市教育委員会	豊橋市上下水道局	
豊川市	豊川市教育委員会	豊川市病院事業	
岡崎市	岡崎市教育委員会		
小牧市	小牧市教育委員会		
南知多町	南知多町教育委員会		
蒲郡市	蒲郡市教育委員会		
東海市	東海市教育委員会		
東浦町	東浦町教育委員会	東浦町監査委員事務局	東浦町議会事務局
田原市	田原市教育委員会	田原市水道事業	
美浜町	美浜町教育委員会		